

一般 侯事 村純義 以上 半通過 其資 非非

海軍 侯事 村純義 以上 半通過 其資 非非 但非職收 其資格 侯事 村純義

以近時流行 品を 飲食物 飲食物 飲食物 飲食物

に從ふへし但外國の棉を以て製したる綿、其絲を以て製したる織物、其原料を以て寄付を爲したる陶器等は一般の出品に異なることなし

第十項 凡て出品の或は出品の種類を異にするも妨なし又工場及び其装置の雛形寫眞、製造用の器具、製品の原料等の参考の爲め之を出陳するを許す

第十二項 出品一種お就ては数量に制限あるとは本會規則第四條に明かして已ふ公衆の知る所あるべきも其一種の意義に至りては或は未だ解釋し得ざる者なしと言ふべからず

東京府内第五十八號 郡區役所 局長後場衛生委員 虎列拉病等の發生を豫防スルニハ炎暑之季節ニ先づ不潔之場所を充分掃除清潔ニシテ該病前發之媒介物ヲ除去スルヲ以テ最重要トス

時事新報 雜婚論 (前號續) 前號所記ノ次第果シテ事實ニ違フコトナラバ吾人ハ今正ニ保存分派ノ競争場ニ立ツモノニシテ他ト相對シテ劣等ノ地位ニ下レバ殘滅ノ禍ニ種々シテ至ラント是時ニ當リ

モ千百年ヲ要セズ故ニ體質心性最良ノ人種ヲ擇ブ之レト共ニ結婚シ其子モ亦最良人種ニ配偶セバ父祖ノ良質ハ子孫ニ遺傳シテ漸ク人種改良ノ實效ヲ奏ス可キヤ自然ノ約束ニ於テ疑フ可ラザルモノナリ

求メ擬々ト雜婚スルモ敢テ其不可ヲ見ザルガ如シ我輩遺傳ノ点ヨリ尙一步ヲ進メテ考フルニ從來ノ經驗ニ於テ血縁相近キモノ互ニ相婚スルヲ可トセズ彼ノ重縁ヲ嫌ヒ同姓相婚ヲ忌ムガ如キ多年ノ實驗ニテ偶然ニモ遺傳ノ理ニ合シタルモノナラン

所ニ棲息スレバ其地方ノ氣候食物等ヨリ同一ノ感化ヲ受ケザルヲ得ズ或ハ疾病ノ如キモ同地方ニ在テハ其病因同ウスルモ 多シ且ツ男女同因ノ病ヲ抱キ偶々夫婦ト爲リテ子ヲ産スレバ双方ノ宿病ヨリテ其子ニ顯ルハ、トアリ而シテ

近キガ故ナランノミ然ルニ彼ノ雜婚トテ各人種間ニテ結婚スルハ數千里外ノ善男善女ガ良縁ヲ求メテ偶々偶々ニ契約ヲ結フモノニシテ双方從來ノ習養モ同シカラズ其身心ニ具ヘタル美質モ亦互ニ異ナルガ故ニ今後雜婚ノ風行ハレバ

島中ノ兒女大衆徒然ニシテ閉月羞花モ當ナラズト云フ其他「バリ」「ハバナ」「チヒナ」及び北米合衆國等ノ各地ニ於テモ雜婚ノ兒女ハ一般ニ狀貌美麗ナルトノ評判アリ其他心性體格等ニ至テハ諸學者問ニ種々ノ證據アレハ要スルニ優劣兩種相雜婚スレバ劣等入種ニ取リテハ惡結果ヲ來スコト少ナカルベシ

五月二日龍動發 伯林駐清國公使李鳳苞ハ會紀澤代ト巴黎府に駐節すとなり世人之之を見て一般ニ優美(平和の誤り)の兆候なりとせり

佛國公使延引 昨日は宮中御學問所に於て月並御歌會を執行的の筈ありしも 聖上御不例ニ依リ御延引多かりたるよし臨時會議 大臣會議は昨日午前十時より永田町なる三線太政大臣の官邸に於て臨時會議を開きたりと右付同日大臣會議ハ一人も内閣へ出頭せざりしと聞く

西郷參議 森に朽木縣連原温泉へ赴き西郷參議は去る三日歸京しり ○發宴 森全權公使には一昨日永田町の自邸へ伊藤參議を始め内外紳士四十餘名を招き歸朝の祝宴を兼ね饗應したり

佛國公使延引 昨日は宮中御學問所に於て月並御歌會を執行的の筈ありしも 聖上御不例ニ依リ御延引多かりたるよし臨時會議 大臣會議は昨日午前十時より永田町なる三線太政大臣の官邸に於て臨時會議を開きたりと右付同日大臣會議ハ一人も内閣へ出頭せざりしと聞く

伯林駐清國公使 昨日の紙上より掲げし如く獨相ピスマルツ侯は米國議院が侯の反對論者たりしラスケル氏を以て日耳曼國公使たりと認め爲に市詞を送らんと決議したるを聞き侯は獨逸議院にて決議の不當なる由を演説したるが獨逸間には目下右の如く紛糾ある故伯林駐清國公使ヤルセント氏はピスマルツ侯との交情自より親密ならず獨逸新聞も同公使がピスマルツ侯の敵手たるヘル、ナンセン氏と親交を結ぶ居るを以て痛く公使を攻撃し居る程にして一時は米國政府にて同公使を召還するからん杯の風説も有りしが聞く所は據ればヤルセント氏は今度魯國駐清國公使に轉任したりと云ふ